令和2年鞍手町議会第2回定例会会議録(第3号)							
		令和2年3月11日					
招集場所	鞍 手 町 役 場 議 事 堂						
	開会開議					議	長
開閉会日時		令和2年3月11日 午後1時15分				星	正彦
及び宣告		閉会開議					長
		令和2年3月11日 午後2時47分					正彦
	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏	各	出欠 の別
	1	添田政勝	出矢	1 1	西 藤 典	子	出矢
出席及び	2	野口美恵子	出矢	1 2	的 野 信	之	出矢
欠席議員	3	田中二三輝	出矢	1 3	須山由糸	紀生	出矢
	4	宇田川亮	出矢				
出席 13人	5	新谷留晴	出矢				
欠席 0人	6	篠原哲哉	出矢				
欠員 0人	7	星 正 彦	出矢				
	8	有 働 徳 仁	出矢				
	9	栗田美和	出矢				
	1 0	許 斐 英 幸	出矢				
会議録署名議 員	3	3 田中 二三輝			宇田川 亮		

職務出席	議会事務 局 長	武谷	朋 視	出矢	議会事務 局 次 長	長 浦 良	出矢
	町長	岡崎	邦 博	出矢	会計課長	櫻 井 順 子	出矢
	教育長	栗田	ゆかり	出矢	建設課長	松永憲昌	出矢
	総務課長	三 戸	公 則	出矢	政策推進 課 長	藤原光徳	出矢
	福祉人権課 長	石 井	通稔	出矢	地域振興課 長	立石一夫	出矢
地方自治法	税務住民 課 長	梶 栗	恭 輔	出矢	上下水道 課 長	原 敏勝	出矢
第121条	農政環境課長 兼農業委員会 事 務 局 長	筒井	英 和	出矢	教育課長	古 後 憲 浩	出矢
により説明	保険健康 課 長	芝 野	英 和	出矢			
出席者の							
職氏名							
議事	日程			別紙	のと	おり	
付議	事件			別紙	のと	おり	
会議	経 過			別紙	のと	おり	

令和2年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月11日 午後1時開議

		3月11日 午後1時開講					
第3号							
日程第1	議案第3号	鞍手町公有自動車購入基金条例					
日程第2	議案第4号	地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する					
		条例					
日程第3	議案第5号	鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例					
日程第4	議案第6号	鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例					
日程第5	議案第7号	鞍手町一般職の職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例					
日程第6	議案第8号	民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例					
日程第7	議案第9号	鞍手町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正する条例					
日程第8	議案第10号	鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を					
		定める条例の一部を改正する条例					
日程第9	議案第11号	鞍手町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正					
		する条例					
日程第10	議案第12号	鞍手町消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例					
日程第11	議案第13号	令和元年度鞍手町一般会計補正予算(第6号)					
日程第12	議案第14号	令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)					
日程第13	議案第15号	令和元年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)					
日程第14	議案第16号	令和元年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)					
日程第15	議案第17号	令和元年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算(第1号)					
日程第16	議案第18号	令和元年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算(第1号)					
日程第17	議案第19号	令和元年度鞍手町水道事業会計補正予算(第1号)					
日程第18	議案第20号	令和2年度鞍手町一般会計予算					
日程第19	議案第21号	令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算					
日程第20	議案第22号	令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算					
日程第21	議案第23号	令和2年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算					
日程第22	議案第24号	令和2年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算					
日程第23	議案第25号	令和2年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算					
日程第24	議案第26号	令和2年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算					
日程第25	議案第27号	令和2年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算					
日程第26	議案第28号	令和2年度鞍手町水道事業会計予算					
_ <- H46	->/ tota						

日程第27 議案第29号 公民館大規模改修事業 鞍手町中央公民館外壁等改修工事請負契約の変更

日程第28 議案第30号 鞍手町道路線の変更

令和2年3月11日(第3日) 開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第3号 鞍手町公有自動車購入基金条例を議題とします。

質疑ありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

今回、庁用自動車に限らずということで、スクールバス等も購入するということでの基金 条例を明確にするということでありますが、現在の公有自動車の保有台数及び種類等が分か りましたら教えて下さい。

もしこの場でたくさんあるのでしたら委員会の時に資料を出していただきたいというふ うに思います。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えいたします。

台数につきましては委員会の方にご報告させていただきたいと思います。

種類につきましては、概ね今回の条例を基に規則の方で分類を9つに分ける予定にしております。1番目が庁用自動車、2番目に議会車、消防団所属車、コミュニティバス、スクールバス、学校給食運搬車、保健指導者、広報車、そして各課が業務で使用する公用車という形に分ける予定でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

もう一つ、今後古くなったら買い換えるとか、また政策によっては新たに公用車を購入するといったこともあると思いますが、そういった計画等は持っているのかどうかについて教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

今後の購入計画というのはございません。ただ、行財政改革の折に公用車の取得年月日、 それからある一定の使用年月日を整理した計画はございます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第3号は総務文教委員会に付託したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第3号は総務文教委員会に付託することに決定しました。 次に、日程第2 議案第4号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例 の整備に関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第4号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第4号は総務文教委員会に付託することに決定しました。 次に、日程第3 議案第5号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

この選考委員会は何人で何回を予定していますでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えいたします。

委員としましては7名を想定しています。委員の内訳としましては、建築を専門とする大学教授を2名、医療や福祉に詳しい元大学教授を1名、教育分野に詳しい大学教授を1名、 それから福岡県建設技術センターの職員を1名、直方県土整備事務所の職員を1名及び本町の一級建築技師の資格を持つ職員1名の7名を予定しております。

回数につきましては2回を予定しております。ただ予算上は3回分を計上させていただいています。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第5号は総務文教委員会に付託したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第5号は総務文教委員会に付託することに決定しました。 次に、日程第4 議案第6号 鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第6号は総務文教委員会に付託したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第6号は総務文教委員会に付託することに決定しました。 次に、日程第5 議案第7号 鞍手町一般職の職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改 正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第7号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第7号は総務文教委員会に付託することに決定しました。 次に、日程第6 議案第8号 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に 関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

新旧対照表の2頁の第11条の3です。これによると旧のところが請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができるということですが、今度新しくなったら賃貸借契約書に緊急連絡先の記載を必要としないと。これは何かどういう理由でこういうふうに変わってきたのですか。前文が何か関係するとは思うのですが、教えて下さい。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

お答えいたします。

内容的にちょっと新旧対照表では分かりづらいと思いますので、この条例の改正を行う理

由を今から回答します。

民法改正に伴い、国土交通省住宅局より公共住宅への入居に際しての取り扱いについての 通知がありました。

内容は、今般の民法改正により、個人保証契約において極度額の設定が必要になったこと や、近年身寄りのない単身高齢者等が増加していること等をふまえると、今後公営住宅への 入居に際し保証人を確保することがより一層困難となることが懸念される。

住宅に困窮する低所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえると、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにして行くことが必要であり、保証人の確保を公営住宅への入居に際して前提とすることから転換すべきであると考える。このため、公営住宅管理標準条例案を改正し、保証人に関する規定を削除することとしたので、各事業主体においては住宅困窮者の公営住宅への入居に支障が生じることのないよう地域事情を総合的に勘案し適切な対応をお願いする。

以上のことを踏まえ、鞍手町でも町営住宅は低所得者の方に低廉な家賃で住宅を提供する 役割を果たしていることや、身寄りのない単身高齢者が増加傾向にある現状を鑑みて、町営 住宅の供給をより適切に行うため町営住宅管理条例及び鞍手町改良住宅設置及び管理条例の 一部を改正し、入居条件としている連帯保証人を削除し、新たに緊急連絡先を提出すること としております。

その他の法律改正による条項ずれと文言の変更等で条例の内容に影響することはございません。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

よく分かりました。

もう1つは緊急連絡先ですけれども、変更があったら何か速やかに変えないといけないとか、そういう部分があったと思うのですが、この緊急連絡先というのは誰か他の方なのでしょうか。それとも本人の、例えば携帯電話とか、職場とかというところなのでしょうか。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

お答えいたします。

安否確認等で協力出来る方、入居者の単身の場合は死亡等の身元引受人等へ連絡出来る方 で親族や友人ということで想定しています。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第8号は民生産業委員会に付託したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第8号は民生産業委員会に付託することに決定しました。 次に、日程第7 議案第9号 鞍手町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の一部 を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

質問いたします。

私が丁度同対審答申が出ました時に教員になりまして、特別措置法を経まして2002年の終結までのところ、いち教師として携わって来たものですからちょっと気になってお尋ねします。

新旧対照表の方からいきますが、改正前、鞍手町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する 条例と、これは現行でございます。

今度新しく改正するということの最初の見出しが、鞍手町部落差別をはじめあらゆる差別 の解消の推進に関する条例となっております。

現行はあらゆる差別だったのが、その前に部落差別というのが付いたわけですが、そこに 込められた意味というものがありましたらお尋ねしたいと思っています。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

〇福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

部落差別をはじめというふうにタイトルに入れたのかというご質問だと考えております。 部落差別解消推進法が施行されたことに伴い、部落差別をはじめとタイトルに入れたもの でございます。

この法律では、現在もなお部落差別が存在すると共に情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の共有を補償する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の基にこれを解消することが重要な課題とされているためでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

分かりました。それで今度の新しい改正は先程も言われましたけれども、部落差別の解消の推進に関する法律というのが2016年の12月に成立した。これを中心にということでございますが、この2016年の12月に成立しました時に、全会一致で採択された付帯決

議というものがありますが、どういう内容でございますか。お尋ねします。

○議長 星 正彦君

いま答弁できないということですが。

○11番 西藤 典子君

そういうことであれば委員会の時に出していただけましたらと思います。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

〇福祉人権課長 石井 通稔君

委員会の時に用意させていただきます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

もう一つ、これが2002年に地域改善対策特別措置法の終了というのがあったわけです。 その時に総務大臣官房地域改善対策室から、今後の同和行政についてという通知が出されて いるのですが、どういう内容かお尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

〇福祉人権課長 石井 通稔君

申し訳ございません。いま手元に用意しておりません。 委員会の時に合わせてご提出させていただきます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

先程課長の答弁の中から、今なお部落差別が存在するというふうに言われましたが、鞍手町で今回の条例改正するに当たって、この鞍手町における部落差別の自称が具体的にどういうものがあったのか、今なおあっているということですので、そのことについて教えて下さい。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

〇福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

部落差別の具体的な事例はというお尋ねでございます。

ある選挙におきまして立候補者に対する部落差別と思われる発言が他者よりあったという通報が選挙管理委員会に寄せられたためという事象がございました。その状況を私の方から県の同対局の方に報告をしております。

○4番 宇田川 亮君

ある選挙とはどこの選挙ですか。

〇福祉人権課長 石井 通稔君

町内での選挙で立候補予定者に対する部落差別と思われる発言が他者よりあったという 通報が役場に寄せられました。その寄せられたところは選挙管理委員会でございました。そ の状況について県に報告をいたしております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

これは立候補予定者に対する誹謗中傷といいますか、部落差別と思われる発言が選挙管理 委員会に寄せられたということなのですね。それはいつのことですか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

〇福祉人権課長 石井 通稔君

平成30年度でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

細かいことで申し訳ありませんが、新旧対照表で、今度旧の方には学校現場でのいじめや体罰等、以下あらゆる差別というのところが完全に今回なくなっていますが、新しい方では「学校現場でのいじめ、体罰」等については、新しい方ではなかなか読み取りづらいのです。特にいじめや体罰等については厳しい批判や実態もいくつかは大なり小なりあると思うのです。これについてはどういうふうに解釈すればいいのでしょうか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

〇福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

今回の条文の整備につきましては、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法、この3つの法律を前段におきまして、その中で差別等としております。その差別等の意味につきましてご説明いたします。

法務省が掲げておられます人権啓発活動強調事項という、これが17項目あります。その 17項目を申し上げます。

女性の人権、子どもの人権、高齢者の人権、障害者を理由とする偏見や差別、同和問題、アイヌの人々に対する偏見や差別、外国人への差別、HIV感染者やハンセン病患者等に関する偏見や差別、刑期を終えて出所した人に対する偏見や差別、犯罪被害者とその家族の人権、インターネットを悪用した人権侵害、北朝鮮当局による人権侵害問題、ホームレスに対

する偏見や差別、性的指向を理由とする偏見や差別、政治人を理由とする偏見や差別、人身 取引の問題、東日本大震災に起因する偏見や差別。

このような17項目を想定しております。

先程言われました子どもの人権、また前段にありました女性の人権についてはこの中で含めて整理を考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第9号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第9号は民生産業委員会に付託することに決定しました。 次に、日程第8 議案第10号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運 営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

これに詳しく書いているので私も気がつかないところがあったのですが、結局これは今回 の幼児教育・保育の無償化に関しての修正ということでよろしいでしょうか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

〇福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

そのとおりで、幼児教育・保育の完全無償化が実施されたことにより特定教育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたことに伴い本条例の改正となっているところでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第10号は民生産業委員会に付託したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第10号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9 議案第11号 鞍手町地区計画の区域内における建築物の制限に関する 条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

いま現在の状況はどのような形になっていますでしょうか。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

〇地城振興課長 立石 一夫君

現在の鞍手インター周辺の開発の状況ということですのでお答えいたします。

平成30年3月に福岡県から開発行為等の許可を取得し、いま造成工事を進行されております。

一部中断したような状況ではございます。これは開発行為等の許可では、予定建築物等の 用途を倉庫及び店舗としておりましたけれども、立地を希望する事業者や業種が多岐に亘っ て来たため、現在開発行為等の変更許可も視野に調整をしているという状況でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

もう少し詳しくなんですが、この時期に建造物の制限を加えたということについて詳しく 教えていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

〇地域振興課長 立石 一夫君

本来ここの地域については産業集積地ということで、工業系の用途地域とあるべきではございました。しかしながらこれまで当該用地の開発目的に工業系や商業系、あるいは住宅系と様々な用途の構想、提案がございました。そこで柔軟な対応が出来るように用途地域の指定をせずに無指定としておりました。

その後、土地を取得した鞍手開発の合同会社の方で、産業集積地として開発することになったわけでございますが、用途地域を指定するのには若干時間が2年程度掛かるということで、現在地区計画を先に定め、建築制限を掛けることによって不法な建築等が起こらないように、環境を守るために、先に地区計画を定めて行ったということでございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第11号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第11号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第10 議案第12号 鞍手町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する 条例を議題とします。

質疑はありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

この表題のところに、鞍手町消防団に機能別消防団員制度を導入することに伴いというふ うに書いてあるのです。

先日、町長が提案説明をされました時に、そのことにつきまして鞍手町消防団に火災や大規模災害等の特定の任務に限り従事する機能別消防団員制度を導入すると説明があったのです。この内容を見てみると、機能別消防団員というのはそういうことなのか、次の表題の2枚目のところですが、機能別消防団員は次に掲げる資格を有する者のうちから、町長の承認を得て団長が任命する。(2)年齢70歳以下の者と書いています。見てみると事務をする、その辺がよく掴めませんが、どういうことでしょうか。教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

この機能別消防団員の導入する目的からご説明させていただきたいと思います。

近年の異常気象によりまして、大雨や台風などの自然災害や地震など、大規模災害等が発生しております。そういう中で消防団員の役割が大変重用視されておりますが、消防団組織の充実を求められている中で団員の確保に苦慮している状況でございます。

そういった中で今回火災や大規模災害等の特定の任務に限り従事する機能別消防団制度 を導入するというところでございます。

この機能別消防団員につきましては、まず資格といたしましては、町内に在勤する方で70歳以下の方、そして志操堅固、身体強健な方、そして元消防団員で分団長以上の経験を有する方、その他団長が特に必要と認められた方ということでこの資格を設けております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

事務がなんとか、保険が消防団員等公務災害補償責任共済契約に関わる掛金の額を、そういうことを、では事務をするということではないわけですね。分かりました。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

前回も消防団の定数が200名で、今回については機能別消防団員というのを新たに設けて、その部分を含めて200名ということなのですが、これを新たに機能別消防団員というのを掲げて、いま現在消防団員が減っていてなかなかなり手がないというような状況の中で、これをわざわざして増えて行くということに繋がるのでしょうか。消防団員が。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

今回この機能別消防団員を導入するにあたりましては、消防団員としての定数200名は変えずに、その200名の内15名を機能別消防団員として定数で割り当てるという形にしております。

いま議員がおっしゃいましたように、定数200名を変えないといたしました理由につきましては、現在、先程申しましたように、この消防団員の確保というのはなかなか今苦慮しているところでございます。何とか活動していただける方々を確保したいというところでこの機能別消防団員を導入するというところでございます。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

もう一つ、年齢を70歳以下、一般的に70歳以下というのは入れられるのですが、しか し70歳を超えても今尚元気で頑張れる方もおられると思うのです、特に消防団員の中で。 これで70歳以下の者と定義付けたらなれなくなるというか、人材のことかも知れませんが、 ここは付けるべきなのでしょうか、付けなくてはいけなかったのでしょうか。外してもいい んじゃないですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この機能別消防団については先程いいましたように、大規模災害等の任務について出動をお願いするということになっています。そういったことから通常の消防団員の活動以上に危険を伴う場合もあります。そういったことから、70歳以上の方でもお元気な方は当然ながらいらっしゃるとは思いますが、そういった危険な任務に就いていただくにはある程度の年齢の制限が必要かなというようなことから70歳ということで制限を設けています。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第12号は総務文教委員会に付託したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第12号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第11 議案第13号 令和元年度鞍手町一般会計補正予算(第6号)を議題 とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の22頁をお開き下さい。

2款 総務費について、22頁から31頁まで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、30頁から41頁まで質疑はありませんか。 田中議員。

○3番 田中 二三輝君

35頁、3款 1項 社会福祉費でプレミアム商品券の負担金が、大きな額がマイナスといった形になっておりますが、この原因等についてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

〇福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

プレミアム商品券の事業費全体では6,457万5千円を減額しております。これにつきましては、プレミアム付商品券の購入者が見込より少なかったことによるものです。

いまお尋ねのプレミアム付商品券の負担金では、これにより6,069万7千円を減額しております。この減額に至った対象者につきまして少し説明をいたします。

これにつきましては、全体の購入見込が100%ではなく、全体が32.7%で落ち着いたことによるものでございます。それにより減額をしたものでございます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

30数%の実績ということは、要するに当所の予算と比べたら約60数%の減額率ということになると思いますが、そういう理解でいいのですか。

それに伴って利用者が少なかったということなんで、その啓発等に落ち度等というのか、 そういう反省点というのはあったのか、なかったのか、その辺も含めて教えて下さい。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

〇福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

まず、プレミアム付商品券を周知するにあたりまして個別の通知を7月26日よりお知らせを発送しております。当所が3,778名、これは全員分です。そして申請が行われていなかった方に再度通知を1,782名対象者に対して送っております。

また、広報くらてにつきましては、7月、9月、11月、12月で4回に亘って掲載をしております。また、SNS等では12月に申請に関するお知らせ等を2回フェイスブックで紹介をさせていただいております。

それ以外でもチラシやリーフレット、ポスターを役場や中央公民館、福祉センター、郵便 局等に設置して周知を図っている状況でございました。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

37頁、子ども医療対策費というのがあります。1千万円ぐらい減額になっているのですが、これはどういうことなんでしょうか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

〇保険健康課長 芝野 英和君

お答えいたします。

当所の見込んでおりました予算額と申しますのが過去2ヵ年、これの実績に基づきまして 予算措置を行っておりましたところ、今年度に入りまして実績がその数字を下回っていると、 言い換えますと子ども医療費が掛からなくなった、その分を今回減額をさせていただいてお ります。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。

6款 農林水産業費から8款 土木費について、40頁から43頁まで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。

9款 消防費から10款 教育費について、42頁から47頁まで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

10頁をお開き下さい。

歳入は一括して質疑をお受けします。

10頁から21頁まで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

昨年の9月議会、そして12月議会において幼保無償化によって792万円の負担額が減ると。それは町長は子育て支援策に使うというふうに言われていましたが、12月の一般質問の答弁でそういうふうに言われていました。今回の補正で子育て支援策があるのかなと思っていたのですが一切載っていませんでしたので、今年度出た負担軽減792万1千円と言われていましたが、これについてはどういうふうに、今回の補正ではないのですか。

何か子育ての支援策に充てますと町長は言われていましたが、期待に外れて補正に載っていませんでしたのでお尋ねしました。

○議長 星 正彦君

町長。

〇町長 岡崎 邦博君

今回の補正につきましては、令和元年度の補正ということで期間も残り少なくあります。 ここで補正をしても期間が数日ということでもありますので、今回その予算につきましては、 何も新たな事業を始めるということにはなりません。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

町長は答弁の中で子育て支援策をやるということでしたので、ではその考えはあるのですか。この792万円分についてはどのように考えているのでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

〇町長 岡崎 邦博君

先程答弁をさせていただきましたように、令和元年度の事業の中では日にちもありませんのでなかなか難しいというふうに考えています。令和2年度につきましても、一般質問の中でもご答弁させていただきましたように、子育て支援包括支援センターの設置と新たな子育て支援に対する経費も必要となります。そういったことも全て勘案して、どういうようなものが子育て支援に一番効果があるか、また費用対効果も含めた上で検討させていただきたい

というふうに思います。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

17頁、児童福祉費補助金というのがあります。子ども医療費の補助金とかかなり減額されています。これはどういう内容なんでしょうか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

〇保険健康課長 芝野 英和君

お答えいたします。

この子ども医療費補助金の減額につきましては177万1千円ほど減額させてもらっているのですが、これは4月から10月までの医療費支給額によりまして年間医療費の支給額を 算出し見込んだ結果この額が不用になったということで、実績に応じて減額させていただいているということでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第13号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第13号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第12 議案第14号 令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第4号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第14号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第14号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第13 議案第15号 令和元年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第15号は民生産業委員会に付託したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第15号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第14 議案第16号 令和元年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補 正予算(第3号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第16号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第16号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第15 議案第17号 令和元年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会 計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第17号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第17号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第16 議案第18号 令和元年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別 会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第18号は総務文教委員会に付託したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第18号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第17 議案第19号 令和元年度鞍手町水道事業会計補正予算(第1号)を 議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第19号は総務文教委員会に付託したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第19号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第18 議案第20号 令和2年度鞍手町一般会計予算を議題とします。 まず歳出より質疑をお受けします。

予算に関する説明書の62頁をお開き下さい。

1 款 議会費及び2 款 総務費について、62頁から119頁まで質疑はありませんか。 (「なし」の声あり)

次に進みます

3 款 民生費及び 4 款 衛生費について、1 1 8 頁から 1 8 7 頁まで質疑はありませんか。 (「なし」の声あり)

次に進みます。

5款 労働費から7款 商工費について、186頁から209頁まで質疑はありませんか。 添田議員。

○1番 添田 政勝君

192頁、スマート農業推進事業費の件数と機械の台数を教えて下さい。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

〇農政環境課長 筒井 英和君

お答えいたします。

件数は1戸の農家でございまして、要望がありました機械につきましては、トラクターが 1台、それからそれに付けますロータリーが1台を整備する予定でございます。

○議長 星 正彦君

添田議員。

○1番 添田 政勝君

トラクターが1台とロータリーが1台、メーカー、型式、定価 あと販売店は。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

〇農政環境課長 筒井 英和君

只今その資料は持ち合わせておりませんので、後で資料を提出したいと思いますが、よろ しいでしょうか。

○議長 星 正彦君

添田議員。

○1番 添田 政勝君

トラクターの使用時期と、圃場はどの辺で見れますか。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

〇農政環境課長 筒井 英和君

その件についても、そこまでの聞き取り調査はしておりませんが、この1件につきましては、古月地区の農家の方でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。

8 款 土木費及び 9 款 消防費について、2 0 8 頁から 2 3 5 頁まで質疑はありませんか。 (「なし」の声あり)

次に進みます。

10款 教育費から14款 予備費について、234頁から297頁まで質疑はありませんか。

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

251頁の小学校情報通信ネットワークシステムの事業費ですが、あと、257頁の小学校、中学校の事業費ですが、これの具体的な内容をお聞かせ下さい。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

この事業についてご説明したいと思います。

これは国のGIGAスクール構想、生徒一人一人に一台の端末及び高速大容量のネットワークの一体的な整備を目的とする事業でございます。

今回の委託料につきましては、各小中学校の各教室でインターネットが出来る環境を整える事業でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

これはタブレットとかなんですが、故障した場合とか管理はどこが行いますか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

これにつきましては、学校の工事、又は将来的にはタブレット1台1台になりますので、 これは教育委員会が管理して修繕等をして行くと思います。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

12頁をお開き下さい。

歳入は一括して質疑をお受けします。

12頁から61頁まで質疑はありませんか。

宇田川議員。

〇4番 宇田川 亮君

20頁、21頁のところの地方交付税です。

今回地域社会再生事業費が、言い方が悪いのですが、田舎の方に、地方に配分を強くしようという部分、これも含まれていると思うのですが。それともう一つ、幼保無償化に伴う市町村負担分が今度地方交付税に算入されるということですので、この額について教えていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

幼児教育保育の無償化による影響額というものは、当初お配りしております当初予算の概要の中にも載っておりますが、1,961万9千円が町の負担額となりますので、この分が交付税の中に算入されておるものと考えております。

それと地域社会再生事業費の金額ですが、今のところこの金額は具体的には5千万円を予 定しております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

特別委員会の中で詳しい計算方法等を教えていただきたいというふうに思いますが、今回幼保無償化、それから地域社会再生事業費が地方交付税に算入されて、その分は今のを合わ

せたら約7千万円のプラスということになりますが、その分の上乗せという形で思っていた らいいのでしょうか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

〇政策推進課長 藤原 光徳君

いまお答えしましたプラス要因はございますが、逆にマイナス要因もございますので、それを差引しまして約6千万円の金額の増と考えています。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑はありませんか。

添田議員。

○1番 添田 政勝君

197頁のため池耐震調査の2箇所の場所を教えて下さい。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

今回のため池耐震調査の箇所ですが、永谷裏池と一ノ谷池の2箇所をするようにしていま す。以上です。

○議長 星 正彦君

添田議員。

○1番 添田 政勝君

この2箇所以降も今後耐震の調査はやって行くのでしょうか。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

一応、場所は決定していないのですが、県からの指導なりがございましたら今後もやっていくようにしています。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

99頁の危険空家対策事業費400万円上がっていますが、その内の250万円は昨年度から町長肝煎りで解体については補助金を出すと。解体については上限50万なので、上限を使ったとすれば5件分の予算が付いていますが、これについてどこどこにという部分があ

るのかどうかと、もう一つの150万円の方ですが、略式代執行で行うということですので、 この場所について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

まず、略式代執行分の150万円につきましては、現在中山西区内の空家を対象としています。

それから、新年度の5件分については、現在2件程新年度対応分でいま想定していまして、 地区としましては小牧区内、それから中山南区内を現在想定しています。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

代執行の方の150万円ですが、中山西区ということですが、同じように危険な家屋がたくさんあるわけで、その中でここの中山西区を選んだという理由、それから基準、今後同じようなところが沢山あると思いますが、今後どういうふうに考えているのでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

〇総務課長 三戸 公則君

基準としましては、当然この空家の対策法に基づいて判断して行っていますが、西区の要件については、全く相続人等が見当たらない、該当者が調査をしても上がって来ないというところがございましたので、対象とした大きな理由でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

全く所有者等が分からない中での代執行ということですので、これは戻って来る見込みもないということですね。そういうふうに思った方がいいのでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

議員のおっしゃるとおりでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。

只今議題となっています議案第20号は、議長を除く議員12名で構成する予算特別委員

会を設置し、これに付託の上審議することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第20号は、議長を除く議員12名で構成する予算特別 委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

これより、委員長、副委員長の互選のためしばらく休憩します。

休憩14時17分

再開14時40分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

特別委員会正副委員長の互選の結果を局長より報告いたします。

○議会事務局長 武谷 朋視君

それでは報告いたします。

委員長 許斐英幸議員。

副委員長 篠原哲哉議員。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上のように決定しました。

次に進みます。

日程第19 議案第21号 令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第21号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第21号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第20 議案第22号 令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を議題 とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第22号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第22号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第21 議案第23号 令和2年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を議題 とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第23号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第23号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第22 議案第24号 令和2年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第24号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第24号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第23 議案第25号 令和2年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第25号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第25号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第24 議案第26号 令和2年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管 理運営費特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第26号は民生産業委員会に付託したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第26号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第25 議案第27号 令和2年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別 会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第27号は総務文教委員会に付託したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第27号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第26 議案第28号 令和2年度鞍手町水道事業会計予算を議題とします。 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第28号は総務文教委員会に付託したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第28号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第27 議案第29号 公民館大規模改修事業 鞍手町中央公民館外壁等改修 工事請負契約の変更を議題とします。

質疑はありませんか。

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

提案理由の説明を見ますと、タイル等を撤去して、外壁タイルを撤去した際に付帯コンクリートですから多分本体思うのですが、これの想定以上の劣化が確認されたことに伴う追加調査及び改修というふうになっていますが、この調査で全体的に終わるのか、それとも更に防水シート等を剥いた場合に、更にまた追加工事等が発生する恐れがあるのか、どのように見込んでいるのか、その辺を教えて下さい。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

今後の日程についてお答えします。

現状では外壁のタイルを剥がしている状況でございます。その中で現状の確認は終わっています。また、屋上防水につきましても防水シートを剝がしながら確認しておりますので、調査は終わっているということでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

本体等の調査は終わっていると。従って工期の変更、工事費の請負契約の変更等は今回の変更で完了するというふうに理解していいのですか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

工事につきましては、現況で調査をした内容でございますので、以上の工事の、これに関する工事の変更はないということで工事を進めております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

そうしますと工期が6月末という変更になっていますが、全体的な工事が終わるのが6月末という理解になるかと思いますが、もうすぐ4月ですね。数ヶ月間で終わるという判断でよろしいでしょうか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

議員がおっしゃるとおり6月末を予定して工事を粛々と進めております。 以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第29号は総務文教委員会に付託したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第29号は総務文教委員会に付託することに決定しまし

た。

次に、日程第28 議案第30号 鞍手町道路線の変更を議題とします。

質疑はありませんか。

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

この道路の開通はいつ頃を予定していますか。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

開通予定は、看板も県の方が掲げていますとおり3月24日ということで聞いております。 以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

開通はすぐ目の前だということですが、反対側から来た場合に、坂道を下ってすぐカーブのようになっています。あそこは非常に危険だという声が聞かれるのですが、その点についてはどういうふうに考えられていますか。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

県の方の工事になるので県の方にはもし開通して通ってみて、本当にそういった場合危ないなということであれば県の方に補修してもらうのか、また町道路線に変わりますので町の方できちっと安全対策を考えるのかは、その時に考えたいと思います。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

下ったところでのカーブですので、丁度スピードが出やすいところでもあると思いますので、十分注意していただきたいという要望は申し上げておきたいと思います。

もう一つ、町長の一般質問の続きにもなりますが、北九鞍手夢大橋が開通したのが北九州市側と鞍手町を繋いで流通を図るだとか、いろいろな交通の便も良くなるということでしたけれども、いま北九州市側もある程度の工事をやっている途中であると思います。そもそもの目的は向こうの都市高速に繋がるというような話もありましたし、いつ頃どういう形で繋がって行くのかというのもぜひ町民の方にも知らせていただきたいと思います。

私も全然今は把握していませんので、もし分かれば教えていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

北九州市側の部分については県の方からある程度の期間とか工事区間、ここまではいつぐらいまでというのはある程度把握しておりますので、そういった形で町民の皆さんに報告できる機会がありましたら、その時に報告したいと思います。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第30号は民生産業委員会に付託したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第30号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

この際休会についてお諮りします。

明日12日から18日までの7日間は委員会審査のため休会としたいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日12日から18日までの7日間は委員会審査のため休会 とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

閉会14時47分